

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲45ないし甲53）

令和4年10月20日

東京地方裁判所 民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野 泰孝

同 加藤 由利子

頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 45	本人調書	写し	R4.7 (尋問実施 日： R4.6.28)	裁判所書記 官	「GovTech Express」の 内容、「GovTech Express 」における本サービスの 位置付け、本サービスの 具体的な仕組み、本サー ビスの導入を検討してい る自治体の動向、本件省 令改正を受けての渋谷区 の対応等

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 46	陳述書	原本	R3.7.18	原告代表取 締役中嶋一 樹	本サービスは「GovTech Express」のサービスの一内容であること、これを選択すると eKYC オプション費用として利用料月額 5 万円（税別）が発生すること、埼玉県和光市及び愛知県東郷町からそれぞれ調査票が提出された事実等 【備考】 本書証は、別件書証において提出された証拠でもある（別件書証における証拠番号：甲 31）。ここで言及されている「甲 27 の埼玉県和光市の説明文書」（3 頁）は甲 19 の調査票、「甲 30 の愛知県東郷町の説明文書」（3 頁）は甲 22 の調査票とそれぞれ同じ文書である。
甲 47	陳述書 2	原本	R4.5.17	原告代表取 締役中嶋一 樹	本件省令改正がなされた経緯、本サービスを用いた本人確認の具体的な流れなど 【備考】 本書証は、別件書証において提出された証拠でもある（別件書証における証拠番号：甲 54）。ここで言及されている「甲 36 のパブコメの結果一覧」（2 頁）は甲 30 の資料、「甲 35 のプレスリリース」（2 頁）は甲

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					29 のプレスリリース、「(甲 37)」(2 頁) は甲 31 の渋谷区のサイト内のページをプリントアウトした文書、「(甲 55)」(3 頁) は甲 53 の渋谷区のサイト内のページをプリントアウトした文書、「甲 50」(4 頁) は甲 42 の資料とそれぞれ同じ文書である。
甲 48 の 1	「住民側の申請画面①」と題する画像	写し	R4. 6. 16	原告代表取締役中嶋一樹	本サービスに基づいて住民票の写しの交付請求を行うにあたっての一連の流れ 【備考】 本書証は、別件書証において提出された証拠でもある(別件書証における証拠番号：甲 56 の 1)。
甲 48 の 2	「住民側の申請画面②」と題する画像	写し	R4. 6. 16	原告代表取締役中嶋一樹	同上 【備考】 本書証は、別件書証において提出された証拠でもある(別件書証における証拠番号：甲 56 の 2)。
甲 48 の 3	「住民側の申請画面③」と題する画像	写し	R4. 6. 16	原告代表取締役中嶋一樹	同上 【備考】 本書証は、別件書証において提出された証拠でもある(別件書証における証拠番号：甲 56 の 3)。
甲 49	「本人確認の流れ」と題する画像	写し	R4. 6. 16	原告代表取締役中嶋一樹	同上 【備考】 本書証は、別件書証におい

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					て提出された証拠でもある（別件書証における証拠番号：甲 57）。 本画像は、本サービスの詳細を明らかにするものであり、甲 48 の 1 の画像の流れから続く（本サービスに基づいて本人確認を行った後、甲 58 の 2 の画像の流れへと続く。）。
甲 50	「自治体側の 管理画面」と 題する画像	写し	R4. 6. 16	原告代表取 締役中嶋一 樹	同上 【備考】 本書証は、別件書証において提出された証拠でもある（別件書証における証拠番号：甲 58）。
甲 51	原告第七準備 書面（別件訴 訟）	写し	R4.9.2	原告	別件訴訟における、原告代表取締役中嶋一樹の尋問実施後になした原告の主張の内容
甲 52	インターネット 記事（日本 経済新聞電子 版）	写し	R4.8.25	日本経済新 聞社	総務省によると、令和 4 年 8 月 23 日時点において、全人口に対するマイナンバーカード有効申請件数の率は 50.1%であり、実際にマイナンバーカードが交付された率は 47.0%である事実
甲 53	「LINE による 住民票の写し の交付」と題 するページ	写し	R4. 1. 11	渋谷区	渋谷区では、R4. 1. 11 から、マイナンバーカード及び署名用電子証明書用暗証番号を用いる方式による、LINE を用いた住民票の写しの交付請求を受け付け

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					ていること 【備考】 本書証は、別件書証において提出された証拠でもある（別件書証における証拠番号：甲 55）。 本書証は、渋谷区が運営するサイト内の下記ページをプリントアウトしたものである。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/jumin/linejumin.html

以 上